9月20日～26日は動物愛護週間

動物愛護週間は、命ある動物の愛護と適正な飼育について、皆さんの関心と理解を深めるためにあります。この機会に身近にいる動物について考えてみましょう。

犬の飼い主さんへ

愛犬の登録をしましょう

犬は、生後91日以上になったら登録が必要です。また、狂犬病の発生を防ぐため、年１回予防注射を行うことが義務付けられています。

トイレマナーをしっかりと

トイレは自宅で済ませるのがマナーですが、万が一に備え、散歩に行くときは必ずスコップや袋、水を持って、ふん尿の後始末をしましょう。

しつけをしましょう

ほえ癖やかみ癖などで周囲に迷惑を掛けないように、しっかりしつけをしましょう。

猫の飼い主さんへ

屋内飼育をしましょう

猫は飼い主の知らないところで、ふん尿などの迷惑を掛けているかもしれません。屋内飼育に努めましょう。また、飼い主の分からない猫に餌を与えることは、その地域に猫が増える原因になるため、安易に与えないようにしてください。

首輪と名札を忘れずに

飼い猫であることを示すために、飼い主の電話番号や名前を書いた名札を首輪に付けましょう。

不妊・去勢手術を受けさせましょう

繁殖を望まない場合には、飼い主の責任で繁殖制限をしてください。

問　生活環境課（内線177）

狂犬病の予防注射はお済みですか

今年度の狂犬病予防注射の接種確認ができていない飼い主の方に、東濃西部広域行政事務組合から10月中に「狂犬病予防注射のお知らせ(再通知)」のはがきが送られます。このお知らせが届いた方は、該当する項目に従って手続きをしてください。

▷**予防注射が済んでいない**…はがきと愛犬登録証を持って、動物病院で予防注射を受け、注射済票(右下)の交付申請(手数料550円)をしてください。

▷**愛犬が亡くなったが、手続きが済んでいない**…はがきの「犬の死亡(抹消)届」欄に必要事項を記入し、返送してください(切手不要)。または鑑札および注射済票を持って、生活環境課または支所で死亡の手続きをしてください。

▷**予防注射は済んだが、注射済票の交付申請が済んでいない**…はがきと愛犬登録証、動物病院で発行された「狂犬病予防注射済証」(左下)を持って、生活環境課または支所で注射済票の交付申請(手数料550円)をしてください。

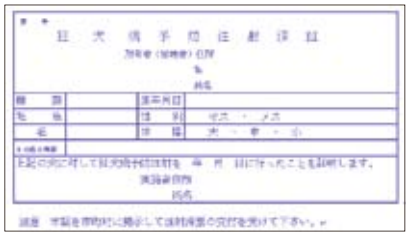

※はがきに心当たりのない方は、東濃西部広域行政事務組合（☎㉒7150）まで連絡ください。

問　生活環境課（内線177）